

イノシシ侵入防止柵資材一式購入  
一般競争入札説明書

令和 8 年度

高知市鳥獣被害対策協議会

イノシシ侵入防止柵資材一式購入に係る一般競争入札については、仕様書に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

## 1 入札に付する物品

仕様書のとおり

## 2 入札参加要件

高知市内に主たる営業所（本社）または高知市内に委託を受けた営業所（支社）を有し、高知市の「令和8・9年度 物件等競争入札参加資格者名簿」に登録されていること。

## 3 質疑

質疑がある場合は、質疑書（様式1）を令和8年9月4日（金）17時までに提出すること（FAXまたはメール、持参）※ 郵送は認めない。

## 4 質疑に対する回答

令和8年9月8日（火）から同年9月9日（水）までの間、農林水産課ホームページに掲載する。

## 5 入札への参加

入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を令和8年9月14日（月）17時までに提出すること。

- (1) 一般競争入札参加申込書（様式2）
- (2) 指名停止に関する申立書（様式3）

※高知市鳥獣被害対策協議会（以下「協議会」という）から当該書類の補正や内容に関する説明、補足資料の提出を求める場合がある。この場合、提出書類は受理しないものとし、令和8年9月16日（水）までに協議会が受理しないときは、入札に参加できない。

## 6 入札日時等

- (1) 日時 令和8年9月25日（金）10時から
- (2) 会場 高知市役所本庁舎3階 契約課入札室（高知市本町五丁目1番45号）

## 7 入札の留意事項

- (1) 入札に際しては、別添「物件等一般競争（指名競争）入札参加者の心得」を遵守すること。
- (2) 入札金額は物品納入に係る全ての費用を含んだ金額とし、課税事業者、免税事業者を問わず契約希望金額の110分の100（消費税及び地方消費税あるいは消費税及び地方消費税相当額を除いた金額）を記載すること。※ 金額の頭には¥マークを記載すること。
- (3) 不落の場合の入札回数は3回を限度とする。入札書はコピーして持参すること（それぞれに押印要）。
- (4) 入札に代表者以外の方（代理人）が参加する場合は、入札前に委任状を提出すること。委

任状がない場合は、入札に参加できない。

- (5) 入札には、高知市に提出している「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書」により届け出た使用印鑑（代理人入札の場合は、委任状に押印している使用印鑑）を使用すること。
- (6) 入札額の訂正、入札者の押印抜かりのある入札書は無効とする。

## 8 契約書及び契約条項

別添「物品購入契約書」のとおり

## 9 担当部署

〒780-8571 高知県高知市本町五丁目1番45号

高知市鳥獣被害対策協議会事務局（高知市役所第二庁舎2階 農林水産課内）

担 当 島内

電話番号 088-823-9458 FAX番号 088-823-9459

メー ル kc-270200@city.kochi.lg.jp

## 10 その他

- (1) 本件に関して要した費用はすべて入札参加者及び決定業者が負担すること。
- (2) 入札金額の積算にあたっては、柵の種類ごとの調達金額をそれぞれの設置延長で除した1メートルあたりの単価が、高知県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付要綱別表第3に記載されている上限単価（イノシシ用ワイヤーメッシュ柵（パネル状）1,290円（税抜）/m）を超えないよう留意すること。  
※高知県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付要綱は、高知県中山間地域対策課鳥獣対策室のホームページを参照すること。（<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025040100259/>）
- (3) 決定業者は、入札金額の内訳書を提出すること。
- (4) 決定業者が、入札日から契約締結日までの間に高知市から「高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則」に基づく入札参加資格停止措置を受けたとき、または同規則第4条に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該決定業者と契約を締結しない。
- (5) メーカー又は決定業者の責任に関する故障・汚損・不良・その他不具合が生じた場合は、速やかに交換若しくは修理すること。
- (6) 決定業者は、侵入防止柵の設置作業日（別途担当部署から連絡）に、設置関係者（地域住民等）に対し設置方法の指導を行うこと。
- (7) 当購入事業は、納品後に県の承認を受ける必要があることから、代金の支払時期は令和9年1月～令和9年2月頃となるため留意すること。